

そのお買い物、定期購入になっていませんか？

## ネット通販申込時の 契約内容に注意しましょう！

ネット通販の「初回〇%オフ！」や「お試し価格」などの広告の言葉につられて、健康食品や化粧品等を1回だけ購入するつもりが「定期購入」になっていたというトラブルが相次いでいます。

事例

うた

初回格安、定期縛りなしと謳った美容液をネットで申し込んだ。初回でやめるつもりだったが、注文確認メールを見ると定期コースと表示されていた。解約をメールで申し出たが、返信がない。

**ネット通販で購入の場合、  
クーリング・オフ制度は適用されません！  
注文確定ボタンを押す前に、必ず  
最終確認画面の内容を十分に確認しましょう！**

①「定期購入」になっていないか？

購入回数や「自動更新」等に注意しましょう！

②解約方法や条件は？

「〇回目までは、解約できない」「解約するには、別途料金を支払う必要がある」など解約に条件が設けられていることがあります。

③最終確認画面は、必ずスクリーンショットをとり、保存しておきましょう！

☆注文確認メールも届いているか確認しましょう。

不安を感じたり、困った時は  
豊中市立生活情報センターくらしかん  
消費生活相談窓口：06（6858）5070  
月曜～金曜 9時～17時（祝日除く）

